

II 主要施策

1 後継者育成事業

本県の伝統工芸産業は、手作業を中心とした伝統的な技術・技法によって生産されているため、優秀な技術を保持する従事者の確保が必要不可欠である。しかし、伝統工芸の技術・技法の習得には長い期間を要することから、継続的に従事する人材の確保が困難な状況である。

そのため、従事者の確保及び育成を図ることを目的に、各産地で実施している後継者育成事業に対し補助する。

後継者育成事業は、振興計画に基づく事業の一つである。

令和4年度は、5事業協同組合5品目に対し助成を行った。助成の対象は研修講師謝金、研修教材等諸費となっている。

○令和3年度実績及び令和4年度実績

(単位:人)

実施組合名	令和3年度 事業実績	令和4年度 事業実績
	研修人数	研修人数
琉球絣事業協同組合	5	6
琉球びんがた事業協同組合	2	3
那覇伝統織物事業協同組合	7	6
宮古織物事業協同組合	1	3
石垣市織物事業協同組合	3	3
壺屋陶器事業協同組合	4	—
合 計	22	21

○後継者育成事業実績

(単位:人、千円)

産地名	年度 計画年次	昭和47年度	昭和54年度	昭和62年度	平成4年度	平成9年度	平成14年度	平成19年度	平成24年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合 計 ()うち産地技術 振興事業
		昭和53年度	昭和61年度	平成3年度	平成8年度	平成13年度	平成18年度	平成23年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
		第1次計画	第2次計画	第3次計画	第4次計画	第5次計画	第6次計画	第7次計画	第8次計画	第8次計画	第8次計画	第8次計画	第8次計画	第8次計画	第9次計画	
久米島紬	75	85	35	25	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250 (0)
宮古上布	114	120	45	25	24	25	22	10	3	3	3	3	2	1	3	400 (0)
読谷山花織	91 (28)	145 (25)	50 (10)	25	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	330 (63)
琉球緋	0	140 (45)	80 (20)	50	53	50	37	38	8	6	6	5	6	5	6	484 (65)
首里織	25 (25)	80 (40)	50	50	48	50	40	34	7	5	7	7	6	7	6	415 (65)
与那国織	30	40	25 (5)	25	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	134 (5)
喜如嘉の芭蕉布	29	25 (10)	25	25	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	117 (10)
八重山上布	59	125 (45)	55 (10)	50	43	33	3	3	0	3	3	0	0	0	0	374 (55)
八重山ミンサー	26	35 (10)	45 (10)	50	43	35	14	12	3	3	0	3	3	3	3	275 (20)
琉球びんがた	28	42 (10)	35	25	24	25	21	23	3	3	0	2	3	2	3	236 (10)
南風原花織	-	-	-	-	-	-	-	-	8	6	6	0	0	0	0	14 (0)
琉球漆器	0	85 (80)	40 (15)	25	24	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	184 (95)
壺屋焼	30	95 (20)	30 (15)	20	19	25	15	15	0	5	0	0	0	4	0	258 (35)
琉球焼	0	15 (15)	28 (10)	25	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	83 (25)
合 計	507 (53)	1,032 (300)	543 (95)	420	364	258	152	135	32	28	20	20	20	22	21	3,554 (448)
助成額		77,655	54,575	58,552	51,316	33,823	17,192	17,862	3,832	3,820	2,908	2,919	2,919	3,404	2,977	330,835 (29,619)
市町村・組合等		36,657	40,711	53,390	48,347	36,551	27,893	32,498	7,212	7,226	5,942	6,180	6,180	7,338	6,536	316,481 (9,211)
合 計		72,568	36,036	24,065	22,331	18,692	13,540	14,535	3,680	3,181	1,779	2,005	2,005	2,779	1,689	216,880 (34,822)
		186,880	131,322	136,007	121,994	89,066	58,625	64,895	14,724	14,227	10,629	11,104	11,104	13,521	11,202	864,196 (73,652)

※ 上記の人数は県補助金を活用した後継者育成事業に係る人数である。国・市町村の補助で行われた後継者育成事業は含まれていない。

※ 平成12年度より地方分権による権限委譲で読谷山花織、与那国織、喜如嘉の芭蕉布は該当町村が助成することとなった。

※ 平成15年度より地方分権による権限委譲で市町村合併により久米島紬は該当町村が助成することとなった。

※ 平成16年度より後継者育成事業は、間接補助から国の直接補助となった。県は、県単事業で助成を継続することとなった。

※ ()うち産地技術振興事業: 後継者育成事業は初心者を対象にした後継者育成事業と中堅技術者を対象にした産地技術振興事業に分けて事業を実施してきたが、平成元年度からは事業を区別せず後継者育成事業として統一して事業を行っている。

2 沖縄県工芸士認定事業

沖縄県工芸士認定事業は、平成9年度の第4次沖縄県伝統工芸産業振興計画に基づき、平成11年度より開始した事業である。沖縄県内で工芸品を製造し、優秀な技術・技法を保持する者を沖縄県工芸士として認定することにより、工芸品を製造する者に励みを与えるとともに、社会的評価を高め、もって伝統工芸をはじめ、工芸技術・技法の維持向上と習得意欲の推進を図り、ひいては工芸品を製造する者の地位向上と後継者の確保に資することを目的としている。

沖縄県工芸士は、各伝統工芸製品等の工芸産地組合の長(ただし、工芸産地組合が形成されていないその他工芸品等については市町村長)からの推薦により、課題作品、自由作品の審査を経て認定される。これまでの認定者数は、令和4年度までに180人となっている(その他参考資料P64参照)。

(1) 認定要件

- ① 伝統工芸製品等の製造に現在も直接従事し、10年以上の実務経験を有していること。
- ② 伝統工芸製品等の製造に関する高度の技術、技法及び必要な知識を有していること。
- ③ 伝統工芸製品等の振興に貢献するとともに、後継者の指導・育成等に協力できること。
- ④ 沖縄県内に居住していること。

(2) 審査対象工芸品

沖縄県伝統工芸産業振興条例の規定に基づき沖縄県知事の指定を受けた伝統工芸製品(26品目)及び小木工、竹細工、ウージ染め、その他県が認める工芸品

3 沖縄工芸ふれあい広場

作り手と使い手のふれあいの場を設け、消費者に対して本県工芸品の魅力PRや展示・販売を行い、日常生活への一層の普及を図り、工芸産業の振興発展に資することを目的として開催する。平成6年度から、県、関係市町村、産地組合で実行委員会を設置して実施している。

過去の実績一覧

回数	年度	来場者 (人)	会場	時期	会期	実行委員 会予算 (千円)	備考
第1回	H6	不明	不明	不明	不明	不明	
第2回	H7	不明	不明	9月	5日間	不明	
第3回	H8	22,239	コンベンション展示棟	10月	3日間	不明	
第4回	H9	25,217	〃	10月	3日間	不明	
第5回	H10	10,674	〃	10月	3日間	16,295	
第6回	H11	15,608	〃	10月	3日間	16,658	
第7回	H12	11,348	〃	10月	3日間	13,790	
第8回	H13	17,261	〃	8月	3日間	15,330	
第9回	H14	76,777	宜野湾市体育館	11月	4日間	33,142	※全国大会（伝産協負担金6,523千円）
第10回	H15	14,645	コンベンション展示棟	8月	3日間	14,958	
第11回	H16	4,124	奥武山アリーナ棟	12月	3日間	11,868	※e/ler/効果をねらい会場変更
第12回	H17	8,395	コンベンション展示棟	8月	2日間	11,517	
第13回	H18	7,328	〃	8月	2日間	11,080	
第14回	H19	6,829	〃	8月	2日間	9,676	
第15回	H20	6,422	コンベンション会議棟	8月	2日間	7,627	
第16回	H21	10,569 (3,583)	那覇市ぶんかテンプス館・壺屋小	11月	2日間	7,439	※()内の数字はテンプス会場のみの実績
第17回	H22	3,836	那覇市ぶんかテンプス館	8月	2日間	7,208	
第18回	H23	800	銀座フェニックスホール	9月	2日間	7,007	
第19回	H24	1,184	時事通信ホール	9月	3日間	7,769	
第20回	H25	1,114	時事通信ホール	9月	3日間	7,769	
第21回	H26	1,346	時事通信ホール	9月	3日間	6,550	
第22回	H27	1,778	時事通信ホール	9月	3日間	7,195	
第23回	H28	1,701	時事通信ホール	9月	3日間	6,993	
第24回	H29	1,945	時事通信ホール	9月	3日間	7,434	
第25回	H30	1,787	時事通信ホール	9月	3日間	7,325	
第26回	R1	1,778	時事通信ホール	9月	3日間	7,405	
第27回	R2		新型コロナウイルスにより中止。オンラインイベント等に振り替え	—	—	7,268	
第28回	R3		新型コロナウイルスにより中止。PRとわしたショップ工芸キャンペーンを実施	—	—	1,131	
第29回	R4	1,679	時事通信ホール	9月	3日間	14,403	

4 織物及び紅型検査事業

織物及び紅型の品質の維持・改善・向上を図ることを目的として、沖縄県伝統工芸産業振興条例及び同施行規則に基づき、検査対象染織物について昭和49年度より県営検査を実施している。

(1) 検査対象伝統工芸製品

区 分	名 称
紅 型	琉球びんがた
織 物	喜如嘉の芭蕉布、読谷山花織、読谷山ミンサー、久米島紬、宮古上布、八重山上布、八重山交布(ゲンボウ)、八重山ミンサー、与那国花織、与那国ドゥタティ、与那国カガンヌブー、与那国シダディ、首里緋、首里花織、首里道屯織、首里花倉織、首里ミンサー、琉球緋、南風原花織、知花花織

(2) 検査手数料

製 品 区 分	金 額	
着尺、羽尺及び帯類	1反につき	220円
ミンサー帯及びテーブルセンター等の小物類	1点につき	40円

(3) 表示

検査済伝統工芸製品は、当該製品一点ごとにそれぞれの格付(合格又は格外)を表示する格付印章を押捺するほか、合格した製品には「沖縄県織物検査済之証」又は「沖縄県紅型検査済之証」をちょう付する。



(大)縦6.25cm、横9.0cm
(小)縦4.2 cm、横6.0cm



(大)直径4.0cm
(小)直径2.7cm



(大)縦3.0cm、横4.3cm
(小)縦2.0cm、横2.9cm

(4) 令和4年度沖縄県伝統工芸製品検査所及び検査員一覧

検査所名	所在地	検査員氏名
沖縄県読谷山織物検査所	読谷村字座喜味2974番地2	池原 アサ子
沖縄県首里織物検査所	那覇市首里桃原町2丁目16番地	普久原 裕子
沖縄県南風原織物検査所	南風原町字本部157番地	幸喜 松江
		比嘉 科子
沖縄県久米島紬検査所	久米島町字真謝1878番地1	吉原 雪枝
沖縄県宮古上布検査所	宮古島市上野字野原1190番地188	長濱 充代
沖縄県八重山織物検査所	石垣市字登野城783番地2	豊川 奈津子
沖縄県琉球びんがた検査所	那覇市首里桃原町2丁目16番地	山内 正子
沖縄県与那国織物検査所	与那国町字与那国175番地の2	真川 要子
沖縄県芭蕉布検査所	大宜味村字喜如嘉454番地	平良 菜緒
沖縄県知花花織検査所	沖縄市知花五丁目6-7	仲宗根 由加

(5) 染織物検査事業実績

(単位:件)

区分	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
		読谷山織物	着尺・帯	425	333	213	190	355	464	484	430	336	295	283	341	311
	小物類	(1,801)	(1,360)	(1,572)	(1,301)	(1,472)	(1,045)	(1,260)	(1,124)	(929)	(1,011)	(848)	(1,121)	(511)	(805)	(980)
	計	2,226	1,693	1,785	1,491	1,827	1,509	1,744	1,554	1,265	1,306	1,131	1,462	822	1,254	1,285
首里織物	着尺・帯	766	633	623	714	720	663	528	464	385	431	391	331	266	285	370
	小物類	(2,363)	(2,596)	(1,894)	(1,779)	(1,805)	(1,919)	(2,231)	(1,434)	(2,216)	(2,634)	(1,806)	(1,291)	(1,241)	(1,277)	(1,724)
	計	3,129	3,229	2,517	2,493	2,525	2,582	2,759	1,898	2,601	3,065	2,197	1,622	1,507	1,562	2,094
南風原織物	着尺・帯	3,340	2,970	3,414	3,749	3,371	3,675	3,527	3,679	3,534	3,570	3,173	2,718	2,926	2,906	2,659
	小物類															(396)
	計															3,055
久米島紬	着尺・帯	1,378	959	862	786	853	794	741	707	658	716	488	497	465	482	425
宮古上布	着尺・帯	27	21	19	14	14	6	10	7	8	8	10	8	9	11	144
	小物類															(13)
	計															157
八重山織物	着尺・帯	744	694	586	872	906	919	790	615	567	575	623	448	355	266	357
	小物類	(3,222)	(2,049)	(1,469)	(1,876)	(1,613)	(1,864)	(1,996)	(1,792)	(2,043)	(1,920)	(1,873)	(1,477)	(880)	(1,233)	(1,184)
	計	3,966	2,743	2,055	2,748	2,519	2,783	2,786	2,407	2,610	2,495	2,496	1,925	1,235	1,499	1,541
琉球びんがた	着尺・帯	617	571	692	844	948	1,249	1,037	877	763	764	841	744	544	492	479
	小物類	(1,795)	(982)	(609)	(780)	(805)	(557)	(661)	(770)	(611)	(522)	(584)	(552)	(340)	(364)	(301)
	計	2,412	1,553	1,301	1,624	1,753	1,806	1,698	1,647	1,374	1,286	1,425	1,296	884	856	780
与那国織物	着尺・帯	191	155	169	154	205	151	173	129	133	130	129	134	131	121	133
	小物類	(56)	(72)	(32)	(24)	(35)	(17)	(1)	(3)	(11)	(17)	(24)	(26)	(6)	(23)	(13)
	計	247	227	201	178	240	168	174	132	144	147	153	160	137	144	146
芭蕉布	着尺・帯	290	283	296	253	251	251	253	248	251	253	257	221	173	168	165
知花花織	着尺・羽尺・帯	-	-	-	84	107	171	180	176	205	166	126	80	84	91	106
	小物類	-	-	-									(22)	(26)	(29)	(1,514)
	計												102	110	120	1,620
合計	着尺・帯	7,778	6,619	6,874	7,660	7,730	8,343	7,723	7,332	6,840	6,908	6,321	5,522	5,264	5,271	5,143
	小物類	(9,237)	(7,059)	(5,576)	(5,760)	(5,730)	(5,402)	(6,149)	(5,123)	(5,810)	(6,104)	(5,135)	(4,489)	(3,004)	(3,731)	(6,125)
	計	17,015	13,678	12,450	13,420	13,460	13,745	13,872	12,455	12,650	13,012	11,456	10,011	8,268	9,002	11,268

(注) ()は小物類の検査件数。首里織物、読谷山織物、八重山織物については、昭和57年10月1日、琉球びんがたは昭和60年4月1日、与那国織物は昭和63年5月10日、芭蕉布は平成元年6月1日、知花花織は平成22年4月1日、南風原織物、宮古上布は令和4年4月1日から実施した。

5 ちょう付事業

(1) 「伝統工芸品之証」ちょう付事業

本県伝統工芸製品の声価を高め、消費者の購入の便に資するため、沖縄県伝統工芸産業振興条例(昭和48年沖縄県条例第72号)及び同施行規則(昭和49年沖縄県規則第38号)に基づいて、指定マーク「伝統工芸品之証」をちょう付する。



〔伝統工芸品之証〕

書体

太ゴシック平体(黒)

大きさ

(大)直径 4cm

(中)直径 3cm

(小)直径 2cm

(2) 「産業工芸品之証」ちょう付事業(令和3年3月30日廃止)

県内で生産又は加工される工芸品であって、条例の規定により指定された伝統工芸製品以外のものを本県の産業工芸品であることを証するため、「沖縄県産業工芸品之証ちょう付規程」に基づいて、指定マーク「産業工芸品之証」をちょう付する。



〔産業工芸品之証〕

大きさ

(大) 4cm

(中) 3cm

(小) 2cm

6 工芸品宣伝普及事業

沖縄の地域的、気候的特性と歴史によって育まれてきた本県の優れた工芸品を県内外に広く宣伝・紹介し、市場の開拓及び販路の拡大を促進する。さらに、生産者の意欲を高め、技術・技法の向上を図り、工芸産業の振興を図るため沖縄県工芸公募展、沖縄の伝統工芸品展を開催するほか各種展示会に積極的に参加する。

(1) 令和4年度第44回沖縄県工芸公募展

県民の暮らしに対する意識や価値観が「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと変化するに伴い、工芸品に対しても従来の工芸品の良さに加え、新たな機能美や付加価値が求められている。沖縄の優れた工芸品を公募し、コンクールを実施することにより、県内工芸品製造事業者の意欲の高揚、技術、デザイン開発力の向上を図り、併せて県民の感性豊かな生活文化創造に寄与し、広く一般の人々に紹介するため、公募展を開催する。

※ 平成15年度より沖縄県工芸公募展の工芸デザイン部門は、工芸品部門と統合された。

会 期:令和4年11月24日(木)～11月27日(日)

会 場:おきなわ工芸の杜

主 催:沖縄県

(2) 令和4年度工芸工房運営改善支援事業

工芸業界において活躍し、業界を牽引できるような強い工芸事業者を育てるため、プランディング、マーケティング、工房経営などの工房運営の課題解決を図るためのコンサルティングを行う。

○ 採択事業者 : 8者

7 島工藝おきなわ販路拡大推進事業

工芸産業の活性化を図るため、沖縄独自の魅力を活かした工芸品等の認知度向上及び販売強化を促進する。

(1) 認知度向上、販売促進プロモーション

広報やイベント出展等による沖縄の工芸品等の認知度向上、販売促進プロモーションを実施する。

○ 令和4年度実施件数 :14件

(2) 販売促進支援補助金

工芸品の販売促進に繋がる流通事業者等の販路拡大や商品開発等の取組への支援を行う。

○ 令和4年度採択事業者 :11者

8 おきなわ工芸の杜

(1) 概要

「おきなわ工芸の杜」は、人と技術、情報の交流拠点として整備され、工芸従事者向けセミナー・研修等の実施、貸し工房入居者への起業支援、関係機関・他業種とのネットワーク構築促進等、さまざまな段階に応じた支援機能を有するインキュベーション施設である。

また、県内各地の伝統工芸品を一堂に展示しており、県民や観光客等多くの消費者が本県の伝統工芸の豊かさや魅力を体感することができる。

【所在地】 豊見城市字豊見城 1114 番 1

【供用開始】 令和 4 年 4 月 1 日

【諸室構成】 共同工房、貸し工房、体験工房、多目的室、展示室、
沖縄県工芸産業振興センター等

【施設規模】 (出所：完成図書)

(1) 敷地面積：約 9,788 m²

(2) 構造：鉄筋コンクリート造 3 階建て

(3) 建築面積：約 4,823 m²

(4) 建物延面積：約 9,162 m²

(内訳) 公共施設 約 5,411 m²

沖縄県工芸振興センター 約 724 m²

駐車場 (1 階ピロティ) 約 2,176 m²

その他 (ベランダ等) 851 m²

【総事業費】 43.8 億円

(2) 今後の施策展開

① 人材育成の

- ・ 技術研修や起業支援により、低収入、技術力不足による離職率を下げ、担い手確保につなげる。
- ・ 貸し工房入居者向けに専門家によるセミナーやワークショップを開催し、工房運営や販路開拓等について課題解決を図る。

② 交流の拠点

- ・ 各種イベント等を開催し、工芸事業者同士、工芸事業者と一般来館者、工芸事業者とビジネスパートナーなど、異業種・異分野間の交流が促進されるよう取り組んでいる。
- ・ 工芸の杜で構築したネットワークを活用し、マーケティングや市場ニーズに対応した商品開発につなげる。

③ 情報発信の拠点

- ・ 工芸事業者と工芸品の情報を収集し発信すること、また、工芸事業者が活用できる支援策などの情報を収集し発信する。
- ・ イベント、体験プログラム、展示品情報等の沖縄工芸の情報や魅力について、ホームページや SNS を活用して正確かつ迅速に発信する。

④ 産地への誘導

- ・ 展示や Web サイトにおいて産地やショップ、工房を紹介することで、来館者や工芸に興味を持った方を、離島を含めた各産地へ誘導する。
- ・ 産地と連携した取り組みとしては、主に県外での展示販売会や後継者育成事業をはじめとした人材育成事業に関する補助、原材料確保の支援の実施を予定している。